

岡本 雅享著 (社会評論社)

『中国の少数民族教育と言語政策』

(京都大学人文科学研究所) 安田 敏朗

1. はじめに

現象としての多言語性、多文化性、多民族性のない国家は稀である。こうした現象を国家としていかように認識するのか、あるいはしないのかは、その国家のなりたちや国際関係のなかでの位置づけなどによって、それぞれ異なってくる。日本で十数年前に問題となった、当時の首相の「日本国家の単一民族性」などといういい方は、目の前にある現象を認識できていない一例であろう。そしてやっかいなことに、国家がわのこうした認識の枠組はそうそう簡単にかわるものでもない。

一方で、こうした現象を社会活動の指標あるいは考え方の指標としてとらえる場合、多言語・多文化主義となる。近年こうした「主義」が肯定的に語られるのは主に北米や豪州などの実践の文脈であり、日本でもひとつの思潮となってから多少の時間がたつ。しかし、アメリカ合衆国の多文化主義は結局は「白人」の均一化と「黒人」蔑視の固定化をオペラートにつつむもの以外のなものでもないという、フランス国籍のエマニュエル・トッドによるやや乱雑で政治的な批判¹⁾があるように、「主義」とされる以上、イデオロギー論争はさげられない。

多言語性に話を限ると、今世紀のある時期まで一般的に、複数の言語を話すことは、いづれの言語も中途半端になるとしてマイナスのイメージでとらえられていた。これはある地域に特有の事態ということではなく、たとえばアメリカ合衆国への移民に対してはその母語を捨てて英語を習得することがかれらのためになることであるとされ、各列強の植民地にあつては、宗主国言語から

「隔離」する政策をとるか、あるいは特定の者だけに宗主国言語を教えて「同化」させるか、もしくは植民地言語を放棄させて宗主国言語のモノリンガル化をおしすすめるかのいづれかであり、制度としてのバイリンガリズムを積極的に展開することはなかった。政治的経済的に優位にある集団の言語がそうでない集団の言語をしたがえていくという構図がここにはあるのだが、現在いうところの多言語・多文化主義にもこうした構図が隠れていると、個人的には考えている。

2. 内容

さて、前置きがながくなった。本書であつかわれている中華人民共和国(以下、中国)においては、諸民族の平等を理念にかかげて社会主義国家建設をおこなったソビエト連邦を手本にし、そこから「民族自決」の原則を除外するというアレンジを加えた形で国家建設がなしとげられた。憲法のなかで諸民族の平等と固有の言語・文字・文化の尊重がうたわれるということは、多言語・多文化・多民族性の最大限の制度化を意味する。しかし、現象の正確な認識から制度がうまれたのではなく、どちらかという理念が先行してそのなかで現象が解釈されていったというのが実際であったようである。たとえば本書でもふれられているような民族識別工作の過程でもこうした理念と現象との齟齬があらわれており、先にふれた多言語・多文化主義の構図と同様な陥穽がひそんでいるようにも思われる。

本来は政治的に制度化されたにすぎない理念がひとりあるきをしてしまい、過度に理想化されてしまうこともある。もともと中国の問題よりも、日本国内のマイノリティーの問題に主要な関心をいただいていたと思われる著者が多民族国家としての中国に興味をもった端緒はこうしたところにあったのかもしれない。しかし著者は理想にながされることなく、こうした齟齬に十分気をくばりな

がら、中国における少数民族教育（とくに言語教育）の1990年代はじめまでの歴史を、ときには清代にまでさかのぼりながら、まとめきった。ひとことではいえず、快挙であろう。

著者はいう。「中国の場合、法律はこう定めている、政策はこうなっている、民族学校は何校あり……といった政府の公的立場やハード面の情報は、対外的にも積極的に流される一方で、ソフト面の状況——現場での実施状況や具体的な反響、成果、当事者達の思いなど——は、不思議なほど伝わってこない」（4頁）。この「もどかしさ」を解消したいという熱意のもと、公表された文書や研究論文を主とし、自身の見聞をまじえて執筆している。

二段組で600頁にとどこかというこの大著の第一部総論では、少数民族識別・民族区域自治と民族語政策（教育、文字の創製など）の歴史をあつかい、第二部各論では民族別にモンゴル族・朝鮮族・チベット族・イ族の少数民族語政策の歴史と現状をまとめ、それ以外の民族については行政区を単位として雲南省・貴州省・新疆ウイグル自治区・広西チワン族自治区・海南島とわけて論じている。それぞれの民族、地域について多量の文献にあたり、また図表も詳しく、中国の少数民族言語教育の歴史を総合的にみわたせる意欲的な書物である。著者もいうように、各章を独立したものとあつかってもよく、この問題に興味のある者にとって格好の導きの書ともなっている。

通読して感じることは、第一に、理念として設定された諸民族の平等という原則がその実施というレベルになると、建国期、文革期、そしてポスト文革期と、それぞれの時代状況にきわめて大きく左右されているという点である。いくら理念とはいえ、「政策」である以上政治的状況から独立して存在することはできない。当然といえばそれまでのことであるが、こと「言語」の問題となるときわめて身近な素材であるためか、政治の問題

として議論されることがイメージされにくい。しかし本書では、あくまでも政治の問題として「言語」が論じられてきていることがくりかえし提示される。そして、「国民教育」があつてはじめて「民族教育」が保証され、本書の用語でいえば「族際語」であるところの漢語（「漢語」の内実の多様性もおろそかにできないのではあるが）の普及があつてはじめて「民族語」教育ができるという状況も、明示されていく。

第二に、これも陳腐な感想であるが、政策をうけ入れる側である少数民族の状況の多様性である。一口に漢語とのバイリンガル教育といっても、著者は、学校教育によって「民族語」を獲得・保持しつつ漢語を学習していく「モンゴル、朝鮮族型」、民族語の喪失の心配はなく漢語学習に力をいれる「ウイグル、カザフ、チベット型」、そして「民族語」を媒体として漢語学習をおこなう「南方少数民族型」という三つの型に整理している。こうした類型は、それぞれの「民族」の歴史、隣接国との関係などの要因がからみあつて生じたものである。今後も状況次第で変化が起これないとも限らないだろう。

3. その他

通読すれば、この問題についての大きな歴史的ななぐれを把握することができる。ではそうした政策を支えた言語理論、たとえばソビエト連邦の場合でいえばマールに代表される唯物論的ソビエト言語学のようなものが、中国の場合にはどのようなものがあり、もしあるとすればどの程度機能していたのか、というような余計な関心がわく。

また、19世紀半ばあたりからとくにヨーロッパで国家内の多言語性への関心が、言語問題の政治化という形で顕在化し、それに対処するためにさまざまな制度として言語政策が実行されるようになる。20世紀前半期の帝国日本にあつても、一部の言語学者たちはヨーロッパの言語問題を、

帝国日本の多言語性の認識のうえで、自身の問題として参照していた⁽¹⁾。ひるがえって中国の場合、諸民族の平等をうたう以上民族問題に結びつきかねない言語問題の政治化はありえないといえるだろうか。言語問題とはせいぜい、文字の創製の問題やどの言語変種を「民族語」の標準とするかというレベルの話なのであろうか。言語問題の政治化が実際に起こりうるものなのか、なんらかの予防策がはられているのか、現に起こっているのだろうか。自決権のない自治という政治的権利とこのこととがどのように関連しているのかなど、素人の評者としてはいろいろとしりたいことが生じる。

言語的に豊かであることが必ずしも経済的に豊かになることにはつながらないという現実がある。こうした現状からすれば漢語の優位がますます高まることはさげられない。いっそのこと、「民族語」を放棄して漢語に一元化したいと切望する人がでてきてもおかしくはない。漢語が話せたうえではじめて「民族語」の使用について語れるということなのだろうか。だとしたら、複数の言語を話せることのもつ意味とはいかなるものなのだろうか、など容易にこたえのでない問いに悩む。しかし、ひとついえることは、バイリンガルであることを無条件に、無前提に美化することの空虚さである。

はたして、「政策」という枠組をはずしたときに、どのような言語使用の実態がみえてくるのだろうか。漢語の波にのみこまれ、唯々諾々と「政策」にしたがっているというばかりではないであろう。みずからの「民族語」に託した思いをいかように表現していけるのか、そうした回路はどのように確保されるのか。「政策」をしたたかに利用していくことができるのか。などと、本書の枠組からはずれる感想をいだいたりもする。

4. おわりに

著者自身認めているように、朝鮮語以外には少数民族言語の文献を用いておらず、漢語の力を借りてまとめたことの限界もあるだろう。評者としても、章ごとの記述に粗密があることや、先にあげた著者の「もどかしさ」が解消されていない点が気になったが、これはこうした限界と関連があるのかもしれない。

しかし、より細かい記述をめざす場合でもまず大きな枠組をおさえることは不可欠である。その意味でいえば、余計なことではあろうが、大きな枠組を描きおきたいま、著者の関心の起点にあった朝鮮族の問題にいまいちどたちかえれば、より深く内実の把握ができるにちがいない。そして日本のマイノリティーの問題についてもより広い視点からのより深い考察が可能になると思う。

もちろん、ひとりの力でなしうることには限度がある。各章の記述に関して、それぞれの専門家にしてみればいろいろと不備を指摘することができるであろう。それ以上に、他分野あるいは他の地域での同様の問題に、本書の与える影響は少なくないであろう。たとえば、著者の「もどかしさ」はなにも中国の場合にだけあてはまるのではなく、ソビエト型言語政策を導入・実施したベトナムの場合にもいえることである。

以上、書評とはいいがたい文章になってしまったが、本書を基礎にして多角的で総合的な研究が深まることを期待したい。

[注]

(1)エマニュエル・トッド『移民の運命——同化か隔離か』藤原書店、1999年

(2)拙稿「言語政策」の発生——言語問題認識の系譜」『人文学報』83号、2000年を参照

(1999年9月刊, 580頁, 7800円)